

秘

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
 3. 本電の主旨変更は記録班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

Q84WB 10-055

因政自の外俄國
務典房
次次
臣官官審審長長

博公外查
代表使研審

審審人人在德警
括括
審察対文会厚情才

企企長長
審企情折調

移移長長
旅查移

地地印東了
二對
東對
印一西

北北
二

印印長長
参一二

西西洋
四
卷三東

了了
二二

次次参経国資漁
経国資
審審博

審海

審政技一開
技
卷国二二理

審審審審

審審審審

科科原

参参内文
文
外外

總 番 号 R124090 主 管
年 月 10日 20時 10分 中 国 発 国 政
58年 09月 10日 21時 27分 本 省 著

外 務 大 臣 殿 鹿 取 大 使

安保理 (大韓航空機撃つい事件)

file

保 存 用

第2910号 略秘 大至急 Q84WB

貴電国政第3819号に関し

10日、本使よりLIU SHU QING外交部部長助理 (ゴガクケン外交部長が都合がつかないため、止むを得ずLIU部長助理と会談) に対し、冒頭貴電のラインで支持方要請を行つたところ、その模様次のとおり。

1. 先ず本使より、ナカソネ総理及び貴大臣より貴国政府に対する強い要請であるとして、次のとおり再度本件決議案に対する支持要請を行つた。

(1) わが国としては、日本国民を含む多くのぎせい者を出した本事件については、人道主義及び国際民間航空の安全保障との観点より、国際連合が早急に対処すべきものと考えている。

(2) 先般来、貴国に対して支持方を強く要請している安保理の本件決議案はまさにかかる観点に基づき、国連事務総長に調査を要請する極めておん健かつ妥当なものである。

(3) 貴国は現在のところ、本件決議案の表決に際し、棄権するとの立場を考慮中との由であり、右に対しわが方としては意外であるとの印象を持たざるを得ない。即ち

外 務 省

102139 107 0408 07